

○伊予市社会教育関係団体登録要綱

平成29年7月26日
伊予市教育委員会告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体の活動を支援するため、社会教育関係団体の登録について必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 社会教育関係団体として登録することができる団体は、次に掲げる要件をすべて備えたものとする。

(1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。ただし、次の事業又は活動を行わない団体でなければならない。

ア 営利を目的とした事業又はこれに類する事業

イ 特定の政党の利害に関する事業

ウ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動

エ 特定の宗教を支持し、若しくは特定の教派、宗派等を支援し、又はこれらに反対する等の宗教活動

(2) 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。

ア 構成員が5名以上で当該構成員の半数以上の者が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

イ 規約又は会則等に基づいて組織及び運営が行われていること。

ウ 自己財源を有し、かつ、団体の運営が確実になされていること。

エ 市内に事務所を有し、かつ、主たる活動の場所が市内であること。

オ 代表者が市内に在住していること。

(登録の申請)

第3条 社会教育関係団体としての登録を受けようとする団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(1) 規約又は会則

(2) 収支予算書及び事業計画書

(3) 収支決算書及び事業報告書

(4) 会員名簿及び役員名簿

(5) その他教育委員会が必要と認める書類

(登録の決定等)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請を受理したときは、第2条に規定する登録の要件に適合するか否かを確認及び審査した上で、登録の可否を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による登録の可否の決定について、社会教育関係団体登録（決定・却下）通知書（様式第2号）に通知するものとする。

(登録の有効期間)

第5条 前条の規定により登録を決定した団体（以下「登録団体」という。）の登録の有効期間は、教育委員会が定める基準日から2年間とする。

(変更の届出)

第6条 登録団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに社会教育関係団体登録事項変更届出書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 規約又は会則及び役員に変更があったとき。
- (2) 活動を停止したとき。
- (3) 解散したとき。

(登録の更新)

第7条 登録の更新を行う場合は、有効期間の満了20日前までに社会教育団体登録申請書に第3条の各号に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(登録の取消し等)

第8条 教育委員会は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条に定める要件に適合しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請により団体の登録を受けたとき。
- (3) 施設の利用条件に反し、若しくは施設利用に関する所定の手続き等を故意に怠ったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により登録を取り消したときは、社会教育関係団体登録取消通知書（様式第4号）により、当該団体の代表者に通知するものとする。

(報告等)

第9条 教育委員会は、必要があると認めたときは、事業内容等について報告や書類の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年10月1日から施行する。